

第12次鳥獣保護管理事業計画（案）並びに第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）及び第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（案）に関する意見募集の結果及び県の考え方について

第12次鳥獣保護管理事業計画（案）並びに第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）及び第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（案）について、県民の皆様からのご意見を募集しましたが、寄せられたご意見の概要とそれに対する県の考え方は下記のとおりです。

貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

#### 記

1 募集期間

平成29年11月16日（木曜日）～平成29年12月15日（金曜日）

2 ご意見の件数（意見提出者数）

3件（1個人）

3 ご意見の取り扱い

反映（一部反映）	ご意見の趣旨を踏まえ、内容に反映（一部反映）するもの	3件
参考	今後の取組みを進めていくうえで参考とさせていただくもの	0件
補足説明	寄せられたご意見について補足説明を行うもの	0件
既掲載	ご意見の趣旨が既に計画（案）に掲載されているもの	0件
その他	質問や感想、案以外へのご意見	0件

4 ご意見の概要と県の考え方

別紙のとおり

第12次鳥獣保護管理事業計画(案)並びに第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)(案)及び第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)(案)に関するご意見の概要及び県の考え方について

No.	ページ	項目	ご意見・ご提案の概要	県の考え方	取扱い
1 第12次鳥獣保護管理事業計画(案)					
1	—	—	数値が表と違っていたり、国内の数字なのか、県内のいつの数字なのかわかりにくい箇所があるので、出典元や出典の時期等を末尾にでも但し書きをお願いしたい。	記載内容について再度確認し、修正しました。	一部反映
2 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)【第3期】(案)					
1	8	6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項 (1)②(イ)「自衛のための捕獲緩和」	『「はこわな」については、狩猟者登録の経験が無くても従事でき、「囲いわな」については、狩猟者免許及び狩猟者登録の経験がなくても従事できることとする』とある。自衛でイノシシ(又は鹿)捕獲をはこわな、囲いわなで行うのは餌付けになりかねないので、「はこわな」「囲いわな」の緩和にはわなの特徴やかけ方を十分に検討する必要があるのではないか。 また、それ以外の捕獲方法(わな、銃)について狩猟者登録の経験の必要性が不明確である。	ご意見がありました箇所については、わかりやすく記載します。 今回の緩和は国の基本指針に基づくものですが、自衛による「はこわな」「囲いわな」が鳥獣の餌付けとなることがないように、わな捕獲技術講習会等を開催し、捕獲技術の向上を図って参ります。  また、第12次鳥獣保護管理事業計画から、被害防止の目的での捕獲に、狩猟者登録の経験は不要となりました。	一部反映
3 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)【第5期】(案)					
1	11	6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項 (1)②(イ)「自衛のための捕獲緩和」	『「はこわな」については、狩猟者登録の経験が無くても従事でき、「囲いわな」については、狩猟者免許及び狩猟者登録の経験がなくても従事できることとする』とある。自衛でイノシシ(又は鹿)捕獲をはこわな、囲いわなで行うのは餌付けになりかねないので、「はこわな」「囲いわな」の緩和にはわなの特徴やかけ方を十分に検討する必要があるのではないか。 また、それ以外の捕獲方法(わな、銃)について狩猟者登録の経験の必要性が不明確である。	ご意見がありました箇所については、わかりやすく記載します。 今回の緩和は国の基本指針に基づくものですが、自衛による「はこわな」「囲いわな」が鳥獣の餌付けとなることがないように、わな捕獲技術講習会等を開催し、捕獲技術の向上を図って参ります。  また、第12次鳥獣保護管理事業計画から、被害防止の目的での捕獲に、狩猟者登録の経験は不要となりました。	一部反映